



茨城県報

第 732 号

令和 8 年 (2026 年) 7 月 23 日

木 曜 日

目 次

告 示	ページ
●救急告示医療機関の申出事項の変更 (医療政策課)	1
●中型まき網漁業及び小型まき網漁業の制限措置等の公示 (漁政課)	1
●道路の区域の変更 (2 件) (道路維持課)	3
(監 査 委 員)	
●外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等	4
公 告	
●落札者等の公示 (行政経営課)	4
●クリーニング業務従事者講習の指定 (生活衛生課)	5
●開発行為の工事完了 (建築指導課)	5
●入札公告 (2 件) (道路建設課)	6

告 示

茨城県告示第594号

救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項に規定する救急病院の開設者から、次のとおり名称を変更した旨届出があったので告示する。

令和 8 年 7 月 23 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後
誠潤会水戸病院	名称	医療法人誠潤会水戸病院	誠潤会水戸病院

茨城県告示第595号

漁業法 (昭和24年法律第267号) 第58条において読み替えて準用する同法第42条第 1 項の規定に基づき、漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和38年農林省令第 5 号) 第70条第 1 号及び茨城県海面漁業調整規則 (令和 2 年茨城県規則第73号。以下「規則」という。) 第 5 条第 1 項第 4 号に掲げる漁業につき、規則第12条第 1 項の規定により、その許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 7 月 23 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

第 1 中型まき網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類
中型まき網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
2 隻（1 か統）
- (3) 船舶の総トン数
5 トン以上15トン未満
- (4) 推進機関の馬力数
定めなし
- (5) 操業区域
茨城県海面
- (6) 漁業時期
1 月 1 日から12月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 24 日まで

3 備考

- (1) 当該許可の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和13年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

第 2 小型まき網漁業

1 制限措置

- (1) 漁業種類
小型まき網漁業
- (2) 許可等をすべき船舶等の数
3 隻（2 か統）
- (3) 船舶の総トン数
5 トン未満
- (4) 推進機関の馬力数
漁船法第 3 条第 1 項の規定に基づく動力漁船の性能の基準（昭和57年農林水産省告示第1091号）別表の規定による馬力数以下
- (5) 操業区域
茨城県海面
- (6) 漁業時期
1 月 1 日から12月31日まで
- (7) 漁業を営む者の資格
茨城県に住所を有する者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 8 年 7 月 24 日から令和 8 年 8 月 24 日まで

3 備考

- (1) 当該許可の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可に関する取り扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 596 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 118 号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
久慈郡大子町大字池田字下松沼 2792 番 1 地先から 久慈郡大子町大字池田字下松沼 2787 番 2 地先まで	旧	最大 43.3 最小 29.2	21	
	新	最大 37.7 最小 23.2	21	区域除外（一部旧道移管）

茨城県告示第 597 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和 8 年 7 月 23 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 23 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西小埜石岡線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
		メートル	メートル	
桜川市友部 208 番 3 地先から 桜川市友部 1000 番地先まで	旧	最大 6.5 最小 5.0	29	
	新	最大 22.9 最小 7.1	29	現道拡幅